栃木県 下野新聞 19年6月7日(1回目)

## 栃木の指定廃棄物について 処理を進めていきます。

栃木県の指定廃棄物問題について、平成30年11月に開催された市町長会議で、保管農家の方々の負担軽減を進めるため、市町ごとに暫定的に集約保管する方針となりました。集約保管に当たっては、指定廃棄物を適切に 遮へいするとともに、安全な距離をとって保管することで、周辺への放射線の影響を防ぐことができます。 今後は、環境省、県、市町で連携して、市町ごとの集約のあり方や暫定保管の場所等を検討していくこととしています。



## 指定廃棄物を市町単位で 暫定的に集約保管するメリット

- ●コンクリート等の堅牢な設備で保管することで、大きな台風や 竜巻等の自然災害によって、飛散・流出するリスクが下がります。
- ●放射線の遮へい効果がより高まります。
- ●補修・メンテナンスを効率的に行えるほか、万が一事故が起き た際にも迅速かつ適切に対応できます。

※将来的には県内1カ所で長期管理施設を整備してそこに運び込む方針に変わりはありません。

## 解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。

6 指定廃棄物の数量は 平成31年3月31日時占のものです。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 🚾。0120-869-444フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト http://shiteihaiki.env.go.jp/

栃木 指定廃棄物



